

入札監理小委員会における審議結果報告 「環境省地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務」

環境省の地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 業務の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

地球温暖化対策に資する技術を実証する事業について、適切な事業監督者及び課題監理者を配置し、科学的見地に基づき助言等を行うとともに、対象事業の中で実施する課題の事前評価、中間評価、事後評価に関する審査委員会の設置・運営事務等を行う。加えて、令和5年度採択事業に対する事業性の評価や社会実装に向けた評価支援を実施するとともに、過年度の採択事業に対してヒアリング調査を実施し、社会実装やCO2削減効果の達成状況、デモ効果の発現状況等について、課題整理を行う。また、普及の模範となるようなモデル性の高い事業を対象として、事業の阻害・成功要因を整理して、他事業者へナレッジとして共有する。

○事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月29日まで

○事業の目的

2050年にカーボンニュートラルを目指すという我が国の目標を達成するために極めて重要な役割を担っている地球温暖化対策に資する技術の実証を行うため、課題の選定、評価、進捗管理、フォローアップ等の実務を行うとともに、委員会を設置・運営して個々の課題に対して事前評価（課題の選定）・中間評価・事後評価の各段階において審査を実施することにより、技術実証を円滑に進めるとともに、その共有等により、事業化に向けた支援を行う。

(2) 選定の経緯

1者応札の継続と抽象的な仕様書により競争性に課題があったことから、「公共サービス改革基本方針」（令和4年7月5日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定されたもの。ただし、令和4年度（現契約）については2者応札。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

- ・入札スケジュールについて、準備引継ぎ期間として、落札者決定から業務開始まで4週間を確保（「実施要項」6／47頁）
- ・業務責任者の資格・実務経験について、類似業務の範囲を拡大（「地球温暖化対策技術開発」→「官公庁の発注など」へ）（「別紙3 提案書の評価基準表」4. 43／47頁）
- ・組織の実績について類似業務の範囲を拡大（「地球温暖化対策技術開発」→「官公庁の発注など」へ）（「別紙3 提案書の評価基準表」5. 43／47頁）
- ・仕様書において、積算の根拠となる数量や頻度をより明確化（会議の頻度、資料作成の数量・頻度などを仕様書において明示した）（「実施要項」19～22／47頁）

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】業務の実績にかかる評価について

類似業務の実績が2項目あり、それぞれの配点は35点と25点である。これは、加点項目全体において、一律の対応を求められているワークライフバランス等を除くと135点中60点を占めている。このような配点は新規参入の障壁となる恐れがある。

【対応1】

類似業務の実績と関係のない事項（「引き継ぎ」）を1つ追加し（20点）、類似業務の実績に係る配点を計60点（35点+25点）から計40点（20点+20点）へ低くした。また、この対応により、引き継ぎが重視されていることを明示し、新規参入のハードルをより低くした。これに伴い、実施要項（案）の関連箇所を修正した。（28、40、43/47頁）

【論点2】業務従事者の要件について

「業務に従事する者」が正社員のみを指すのであれば、新規参入の範囲が限られてしまうのではないか。

【対応2】

業務に従事する者は正社員に限らないため、評価基準表の欄外に「※従事する者は正社員に限らず、大学の研究に委嘱するもの等も含む」旨明記した。（44/47頁）

【論点3】従来の実施状況に関する情報の開示において、全ての業務内容が網羅されているか。

【対応3】

モデル事業に関し、⑨として「モデル事業の水平展開」の項目を追加することにより、全ての業務内容を網羅した。（47/47頁）

【論点4】事業の特性に鑑みて、複数年度契約の可能性について

【対応4】

今期については、対応は困難であるが、今後の検討課題とすることとした。

4. パブリックコメントの対応について

令和4年10月26日（水）～令和4年11月9日（水）までパブリックコメントを実施したところ、提出された意見はなかった。